

「教育ファーム推進のための方策について」 最終報告書概要

本最終報告書は、「教育ファーム推進研究会」(座長；中村靖彦東京農業大学客員教授)において、農林水産省による現地検討会（教育ファームを実践している取組主体との意見交換会）での関係者からの意見、さらに、パブリックコメントで国民の方々からいただいた意見なども踏まえ、平成19年5月から5回にわたって議論を重ねた結果を取りまとめたものである。

I はじめに～教育ファーム推進の背景

- 食べ物の大切さを改めて実感するためには、農林漁業体験が非常に重要であり、食育基本法（平成17年法律第63号）、食育推進基本計画（平成18年3月食育推進会議決定）にて、農林漁業に関する体験活動の重要性が明記。
- 教育ファームは、多くの生産プロセスを体験することで、食育で求められる効果が期待できるため、「農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上の間行う」取組としているが、現行の定義には当たらない農林漁業の体験活動も広く取り込みながら推進していくことが、裾野を広げることにつながる。

II 教育ファーム推進の課題

- 関係機関、関係者の連携が重要であり、今後地域における教育ファーム推進計画の策定が必要。
- 教育ファームの認知は全国的にはまだ低く、裾野を広げる必要。また、同時に体験する内容の質を確保する必要。
- 教育ファームのねらいや目的を関係者の間で共有化することが課題。
- 体験プログラムの準備、体験現場での活動に当たっての留意点、農作業方法のそれぞれの効果を明らかにする必要。
- 学校の近くに体験の場がない等、体験に適切な場の確保が課題。
- 資材購入、事前の準備、毎日のほ場の管理等の多くは農林漁業者が負担しており、経済的負担、時間的な問題の解決が必要。
- 酪農体験など一日に、複数の作業の体験ができる分野にも配慮する必要。
- 教育機関において国民全員が農林漁業体験ができるような仕組みの整備も中長期的課題。

Ⅲ 教育ファーム推進に当たっての対応方向

1 教育ファームの普及のために必要な事項

- 全国の望ましい取組のうまくいっているポイントを整理し、現場での応用が利くような事例集を全国に配布する必要。
- 様々なモデル地区で効果測定を行い、その結果を広く公表する必要。

2 教育ファームに取り組む者にとって必要な事項

- 関係者に対して行う研修やその研修プログラム、教育ファーム実践者のためのガイドラインやマニュアルが必須。
- 認証制度は、中期的課題として検討することが妥当。
- 仲介する組織、行政等による利用可能な農地の情報提供などにより、体験の場を確保する必要。
- 必要経費の明確化、関係者の負担のあり方や拠出方法の検討が必要。行政による経済的支援は、効果的な手法の一つであるが、行政支援に依存しない取組として継続される必要。

3 教育ファームを支援する組織の立ち上げ

- 多方面の関係者が加わった「教育ファーム運営協議会」（仮称）のような窓口となる組織を全国段階、都道府県段階、地域段階で立ち上げることが必要。

4 その他

- より多くの生産工程に携われるような体験に発展させることが大切。
- 農林漁業の体験活動を広く捉えつつ、そうした活動を教育ファームに発展させていくべく誘導していくことも必要。

Ⅳ おわりに

- 本最終報告書を受け、関係者がそれぞれの役割を発揮しつつ連携していくこと、事業を展開する際には本最終報告書の内容をうまく活かすことが大切。
- 教育ファームの取組が全国に広がることにより、多くの方々が農林漁業への理解を深め、健全な食生活を実践し、心と身体の健康を保つことにつながることで、日本の農山漁村が元気になることが望まれる。